

令和6年度財政援助団体等監査（補助金等）結果

1 実施期間 令和7年1月10日から2月5日まで

2 対象とした事項及び範囲 令和5年度及び令和6年度 補助金等の執行状況について

3 対象補助金

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①障がい者雇用継続支援事業補助金 | 【所管課：福祉課】 |
| ②自家消費型太陽光発電設備等導入補助金 | 【所管課：環境政策課】 |
| ③繁殖牛舎等建設支援事業補助金 | 【所管課：畜産課】 |
| ④中学校各種大会派遣補助金 | 【所管課：学校教育課】 |

4 着眼点

補助金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金に関する条件の内容は明確か
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金の支出及び収支経理並びに用途について、概ね適正に処理されているものと認めた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

（１）高山市障がい者雇用継続支援事業補助金

障がい者を雇用する事業主に対して、障がい者に支払う賃金の一部を助成することにより、障がい者の雇用継続及び雇用促進を図るために補助金を交付するものであり、高山市障がい者雇用継続支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で規定している。

所管課から提出された諸資料を確認したところ、令和５年９月２０日に従業員が１名退職しているにもかかわらず、年度末の令和６年３月３１日に変更承認申請書を提出している事業所があった。

要綱第９条において、補助金の交付決定を受けた者が交付申請書及び添付書類の記載内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないと規定している。

事実が生じた時点で変更等の手続きをするよう、所管課は補助対象者に対し適切な指導を実施されたい。

また、当補助金制度が平成３１年３月に創設され、同年４月から施行されたことに伴い、高山市障がい者職親委託規則（昭和５１年３月３１日市規則第３２号）は廃止されたが、所管課が規則廃止の手続きを怠っていたため、廃止から５年以上経過しているにもかかわらず、未だに市ホームページの例規集に掲載されている。

早急に適正な手続きを実施されたい。

(2) 事務処理の適正化について

今回監査した4課のうち、3課において下表のとおり不適切な事務処理を確認した。

高山市補助金交付規則や補助要綱等の規定に基づき適正な業務を遂行するとともに、チェック体制の強化に努められたい。

課 名	補助金名	書類名	不備内容
福祉課	障がい者雇用継続支援事業補助金	交付申請書	・添付書類の記載誤り
		市税滞納確認票	・確認依頼日を前年度の日付で記載
環境政策課	自家消費型太陽光発電設備等導入補助金	誓約書	・申請人名の記載漏れ
		交付決定通知書	・組織改正前の指令番号を使用
		工事請負契約書	・契約期間を日付ではなく吉日と表示
畜産課	繁殖牛舎等建設支援事業補助金	実績報告書	・実施期間の記載誤り
		県承認申請書	・契約方法、施行期間の記載誤り
		工事検査調書	・検査写真が施工面積と不一致
		交付申請書	・しゅん功予定日の記載誤り
		変更補助指令書	・指令日の記載誤り